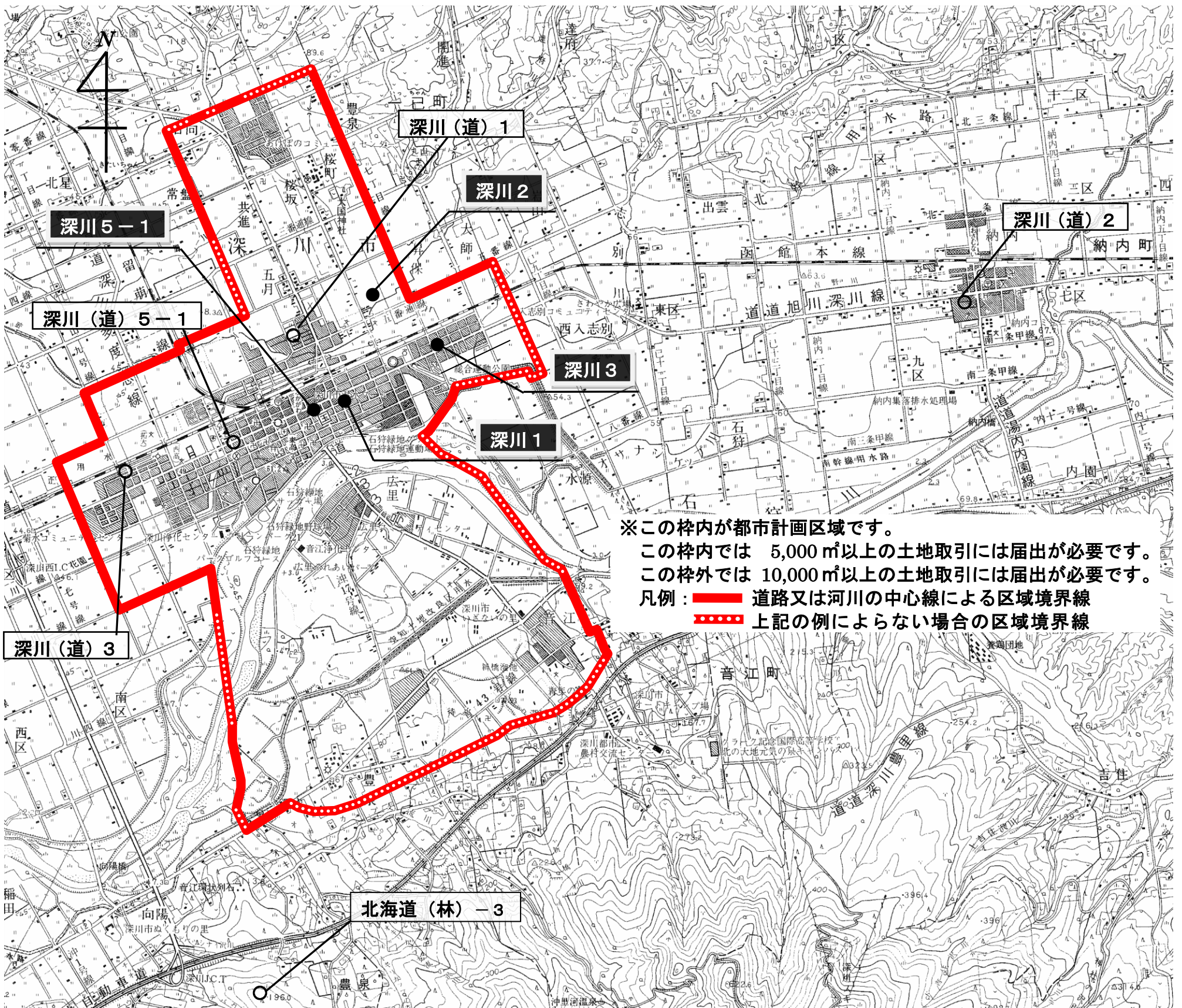


地価公示、地価調査位置図

令和6年3月27日作成



※この枠内が都市計画区域です。
 この枠内では 5,000㎡以上の土地取引には届出が必要です。
 この枠外では 10,000㎡以上の土地取引には届出が必要です。
 凡例：—— 道路又は河川の中心線による区域境界線
 上記の例によらない場合の区域境界線

●国が定めた標準地と価格

令和6.3.27公示

標準地番号	標準地の所在地	標準地の1㎡当たりの価格	標準地の利用状況
深川 1	5条2880番50 「5条12番24号」	8,900円	住宅地
深川 2	稲穂町2丁目2694番41 「稲穂町2丁目4番24号」	7,150円	住宅地
深川 3	2条2921番22 「2条21番21号」	5,600円	住宅地
深川 5-1	4条4番4ほか 「4条9番3号」	12,000円	商業地

「 」は、住居表示

○道が定めた基準地と価格

令和5.9.20公示

基準地番号	基準地の所在地	基準地の1㎡当たりの価格	基準地の利用状況
深川(道) 1	北光町2丁目2612番26 「北光町2丁目1番33号」	7,900円	住宅地
深川(道) 2	納内町2丁目3528番19外 「納内町2丁目10番33号」	2,500円	住宅地
深川(道) 3	文光町5010番73 「文光町5番8号」	6,600円	住宅地
深川(道) 5-1	4条21番4 「4条2番8号」	7,800円	商業地
北海道 (林)-3	音江町字向陽239番1	20.0円	用材林地 (カマツ)

「 」は、住居表示

土地取引は、この図面の価格を基準にしましょう。
 (個々の土地の適正価格は、それぞれの土地状況によって異なります。)

土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要です

1. 国土利用計画法のねらい

この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。

2. 届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買、交換などを行う場合には契約締結後2週間以内に届出が必要です。

①一定面積とは

都市計画区域内…………… 5,000㎡以上（裏面をご覧ください）

都市計画区域以外の区域…10,000㎡以上

②次のような場合も届出が必要です。

（例）Aさんの買いたい土地は都市計画区域以外の区域で、それぞれ

所有者の違う土地イ+ロ+ハ+ニ=10,000㎡。

イ、ニそれぞれの所有者との話し合いがついて、今回はイとニ

の土地だけを買うことになりました。

（例）

イ	ロ
ハ	ニ

Aさんの買いたい土地
イ・ロ・ハ・ニ

今回買う土地
イ・ニ → Aさん

(イ+ロ+ハ+ニ) ≥ 一定面積

たとえ所有者または取引する時期が異なっても、Aさんが買収を予定している土地が一定面積以上であるため、この取引には届出が必要です。

都市計画区域内についても同様です。

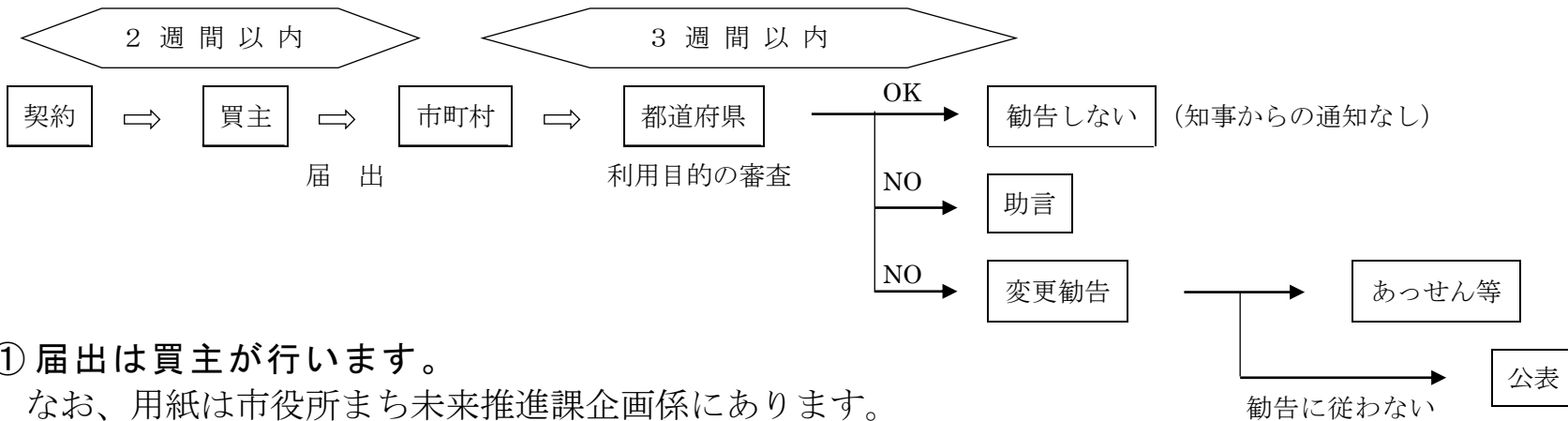
③届出を必要としない場合

ア. 国、地方公共団体、土地開発公社などとの取引

イ. 農地法第3条の許可を受けて行う取引など

3. 届出から契約まで

届出は契約締結後2週間以内にしましょう。



①届出は買主が行います。

なお、用紙は市役所まち未来推進課企画係にあります。

②届出の土地利用の目的が土地利用計画に適合しない場合等には、利用目的を変更するように、知事から指導や助言または勧告がなされることがあります。

勧告は、届出してから3週間（審査期間の延長通知があった場合には、延長された期間）以内に行われます。

なお、勧告をしない場合には、知事からの通知はありません。

4. 届出をしないと

法律で罰せられます。

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると6カ月以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳しくは
市役所まち未来推進課
企画係

TEL 26-2246

深川市